

外国人材育成支援補助金 について

松山市産業経済部地域経済課（市役所本館8階）労政雇用担当

〒790-8571

松山市二番町4丁目7-2

TEL (089) 948-6550・FAX (089) 934-1844

◇外国人材育成支援補助金の概要

外国人材のキャリアアップを支援するため、外国人技能実習生等を雇用する中小企業等に対して、技能実習生らが受ける日本語研修の費用や外国人を対象とした技能講習等の費用の一部を補助する制度です。

◇補助対象者

■以下の条件を全て満たすこと

1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者又は※常時使用する従業員の数が100人以下である医療法人若しくは社会福祉法人であること（※下表参照）
2. 市内に本社又は本部を有するもの
3. 「技能実習」又は「特定技能」の在留資格をもつ外国人を雇用するもの
4. 松山市税の滞納がないこと

※

業種	資本金の額 又は 出資の総額		常時使用する 従業員の数
卸売業	1億円以下	又は	100人以下
サービス業（※医療法人・社会福祉法人を含む）	5千万円以下		※100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
その他の業種（製造業・運輸業・建設業等を含む）	3億円以下		300人以下

◇対象事業・対象経費

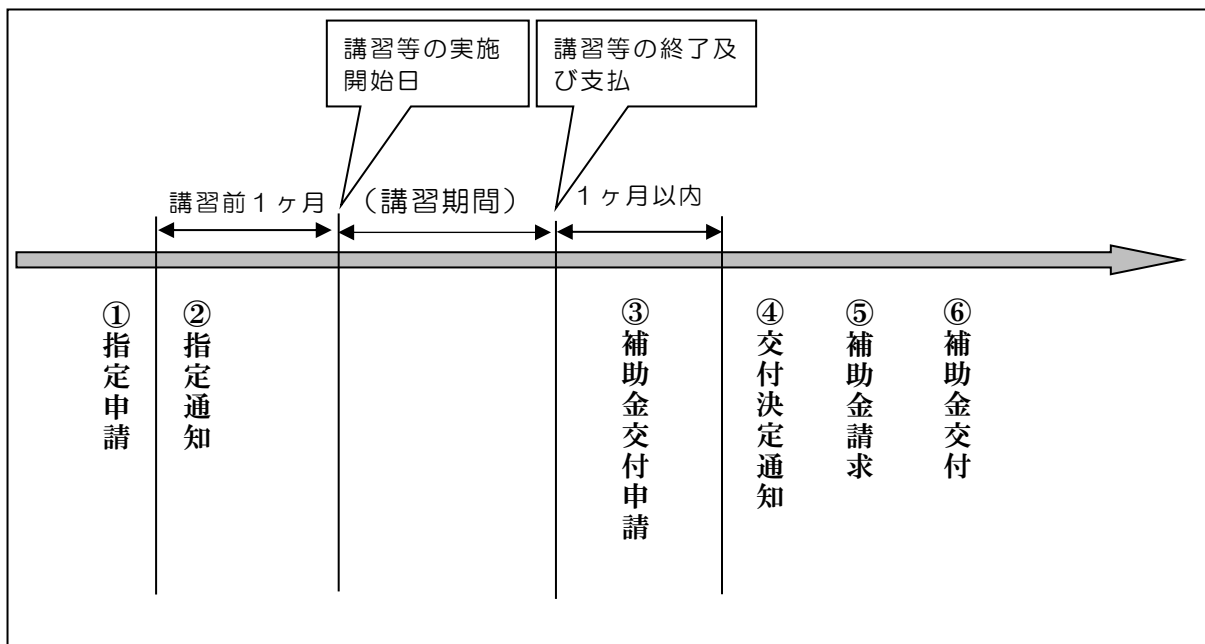
事業目的	対象事業	補助対象経費
日本語の習得	日本語研修等への受講や自社で行う日本語講座の開催	講師謝金、通訳謝金、会場使用料、入学料、授業（研修）料、教材費等
業務上必要な技能・知識等の習得	法人が実施する外国人を対象とした技能講習等への受講（試験が実施される場合は、合格したものに限り）	講習料、通訳料、受験料、教材費等

- ・旅費や飲食費などは対象外
- ・法に基づき、技能実習生が受講しなければならない講習等（入国後の法定講習や技能検定試験等）は対象外

◇補助額

補助額：対象経費の1/2以下の額 ※千円未満切捨て
（ただし、1企業につき10万を限度）

◇申請の流れ



①指定申請（講習等が実施される1ヶ月前までに必要書類を提出してください）

【指定申請に必要な書類】

指定申請書類

- ①松山市外国人材受入企業支援補助金対象事業指定申請書（様式第1号）
- ②外国人材育成支援補助金申請概要（別紙2）
- ③収支予算書（別紙3）
- ④受講者（外国人材）の在留資格が分かるもの（在留カードの写し等）
- ⑤受講者（外国人材）と締結した雇用契約書又は雇入通知書の写し
- ⑥事業内容が分かるもの（金額・スケジュール・概要等が分かるパンフレット、募集要領等）
- ⑦市税完納証明書（※法人設立して間もない等の理由で、法人としての完納証明書が出ない場合は、代表者の完納証明及び市民税課へ提出した法人の設立・設置に関する申告書（控）の写し）

②指定通知（市から通知します）

③補助金交付申請（講習等が修了した日から1ヶ月以内に必要書類を提出してください）

【交付申請に必要な書類】

補助金交付申請書類

- ①松山市外国人材受入企業支援補助金交付申請書（様式第5号）
- ②受講料等の支払いが確認できるものの写し（領収書等の写し）
- ③収支決算書（別紙1）
- ④講習等の修了又は合格を証する書類の写し（合格証や修了証等の写し）

④交付決定通知（市から通知します）

⑤補助金の請求（交付決定があった日から1ヶ月以内に請求書を提出してください）

⑥補助金の交付（市から指定口座に入金します）

《留意事項》

- ・補助事業は2年度以上にわたらないものを条件とします。
- ・他の補助制度の適用により補てんされる額を除きます。
- ・指定申請時の内容が変更または中止となった場合は、新たに松山市外国人材受入企業支援補助金指定変更（中止）承認申請書（様式第3号）等の提出が必要となりますので、担当（地域経済課労政雇用担当）までご連絡をお願いします。
- ・予算がなくなり次第締め切ります。申請の可否についてはお問い合わせください。